

## 福知山市外国人介護人材家賃補助金についてのQ&A

令和5年3月28日

取消線部を削除しました。(令和5年3月28日)

Q1.対象となるのはどんな場合ですか。

A1.補助金申請時に福知山市内に介護事業所を設置する法人が、採用した外国人介護職員（EPA介護福祉士候補者、外国人技能実習生、在留資格「介護」にて介護福祉士として介護業務に従事する者、特定技能1号の在留資格を持つ者）のために住居を借り上げる場合に、補助金の対象となります。

外国人介護職員のために借り上げた住居等に、実際に入居されている期間が補助対象期間になります。外国人介護職員の入れ替わりの際に入居されていない期間が発生すると、その期間は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q2.補助金額の計算方法は。

A2.ひと月あたりの補助金額は、以下の式で計算します。(住居計画書に基づき記入してください)

$$\{(家賃+共益費) - (当該借家等に入居する外国人介護職員から徴収する負担金合計額+他の補助金)\} \times 1 / 2$$

※千円未満切り捨て

※ひと月あたり2万円を上限とする

Q3.月の途中から入居することになりました。初月の補助金額はどのように計算したらよいですか。

A3.以下のとおり計算してください。なお、2か月目以降はA2.のとおり計算してください。

$$\{(家賃+共益費) \times (入居日数) / (その月の日数) - (当該借家等に入居する外国人介護職員から徴収する負担金合計額+他の補助金)\} \times 1 / 2$$

※千円未満切り捨て

※家賃と共益費の額を日割り計算します。(契約において入居日数で日割りされている場合は契約どおりの金額とし、日割り計算はしません。)

Q4.補助金の交付申請はどのようにしたらよいですか。

A4.以下の書類を高齢者福祉課へ提出してください。提出期限は、新しく借家等を借り上げるときは外国人介護職員の入居後1ヶ月以内、継続して借家等を借り上げる場合は各年度4月末日までです。~~借家等一戸につき一件の交付申請を提出してください(例えば、一法人で4戸借入れされている場合は4件の補助~~

申請が必要です。)

- ①福知山市外国人介護人材家賃補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ②住居計画書
- ③不動産賃貸借契約書の写し（契約書に共益費の記載がない場合は、共益費の分かる資料）
- ④雇用・実習受入証明書
- ⑤借家等に入居する者の在留カードの写し（表面、裏面とも）

Q5.補助金の交付申請から補助金交付までの流れを教えてください。

A5.補助金の交付申請後、内容を審査し、交付決定を行います。その後申請内容に変更が無ければ、翌年度の4月15日までに実績報告書を提出していただき、内容を市で確認後、補助金を支払います。

Q6.補助金対象月の考え方は。

A6.支払った月を当月分と考えます。例えば、4月に支払われた家賃等は、本補助要綱上の取り扱いは「4月分家賃等」として計算します。

Q7.実績報告はどのようにしたらよいですか。

A7.以下の書類を、補助金交付決定年度の翌年度4月15日までに高齢者福祉課へ提出してください。

- ①実績報告書（別記様式第5号）
- ②賃借料等の支払いを証明する書類（領収書や口座からの引き落としが分かるものの写し）
- ③対象の借家等に入居する者の給与明細書又は賃金台帳（入居者全員分が必要です。）

Q8.最初に申請した内容に変更があった場合はどうしたらよいですか。

A8.入居者の変更（増、減、入れ替わり）、住居等への入居期間の変更など、最初に申請した内容から変更があった場合は、以下の書類を高齢者福祉課へ提出してください。内容を審査し、変更交付（不交付）決定を行います。

- ①変更交付申請書（別記様式第3号）
- ②変更内容が確認できる書類

Q9.補助金の対象となるのはいつからいつまでですか。

A9.令和2年8月分の家賃等から令和6年3月分の家賃等までです。そのうち実際に外国人介護者が入居されている期間に対して補助金を交付します。